

台風第 15 号・第 19 号で住宅に被害があった方へ

住宅補修費用の一部を補助しています

新宿区内に存する台風第 15 号・第 19 号により被災した下記の方を対象に住宅補修費用の一部を補助しています。補助の対象となる補修工事の範囲、手続き方法等詳しくは、住宅課居住支援係へお問い合わせください。

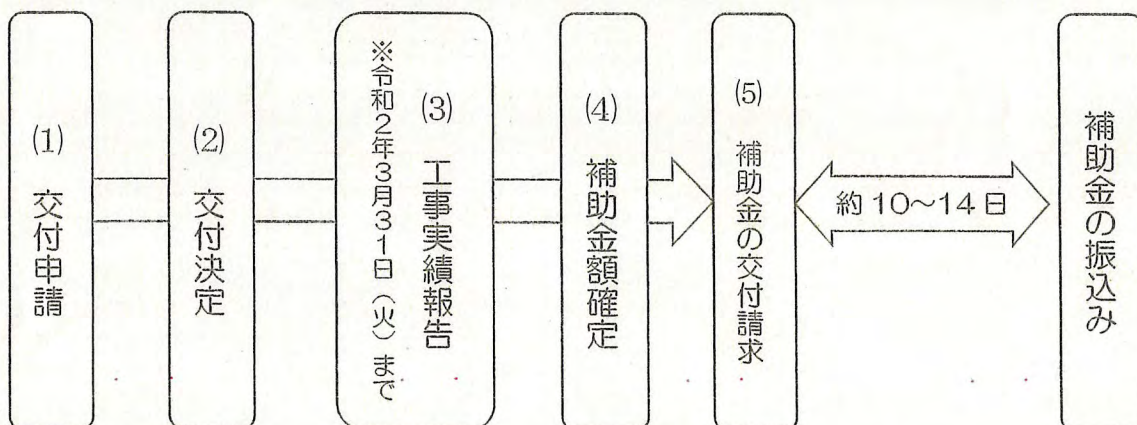
補助対象となる方

台風第 15 号・第 19 号により被災した一部損壊住家（り災証明書
のり災程度に「一部損壊」の記載のある住家。ただし、貸家を除く）
の補修工事を令和 2 年 3 月 31 日までに補修工事を終了することが
できる方または、すでに補修工事が終了している方

補助金額

補助対象となる補修工事を行う住宅 1 戸につき 1 回を限度に、補
修工事費の 2 分の 1 の額（上限 30 万円）を補助します。

手続きの流れ（申請書等は住宅課にあります）



問い合わせ先

新宿区歌舞伎町 1-4-1 新宿区住宅課居住支援係

☎ 03 (5273) 3567 FAX 03 (3204) 2386